該地方団体の長の申告に基づき総務大臣が通知した額	当該地方団体の長の申告に基づき総務大臣が通知した額
	AE_{18} ＝ 0.013
U_{19}　ア　北海道稚内市、大阪府大阪市及び福岡県北九州市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.034 イ　愛知県岡崎市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.020 ウ　東京都府中市及び愛知県豊橋市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.014 エ　島根県益田市に対して総務大臣が通知した額のうちＡに係るもの　0.034 オ　島根県益田市に対して総務大臣が通知した額のうちＢに係るもの　0.020 カ　香川県宇多津町に対して総務大臣が通知した額のうちＡに係るもの　0.034 キ　香川県宇多津町に対して総務大臣が通知した額のうちＢに係るもの　0.014	AE_{19}　ア　北海道稚内市、大阪府大阪市及び福岡県北九州市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.034 イ　愛知県岡崎市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.020 ウ　東京都府中市及び愛知県豊橋市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.014 エ　島根県益田市に対して総務大臣が通知した額のうちＡに係るもの　0.034 オ　島根県益田市に対して総務大臣が通知した額のうちＢに係るもの　0.020 カ　香川県宇多津町に対して総務大臣が通知した額のうちＡに係るもの　0.034 キ　香川県宇多津町に対して総務大臣が通知した額のうちＢに係るもの　0.014
U_{20} ＝ 0.01354	AE_{20} ＝ 0.01354
U_{21}　ア　愛知県名古屋市に対して総務大臣が通知した額のうち、補助事業分に係るもの　0.03367 イ　ア以外の総務大臣が通知した額に係るもの　0.01347	AE_{21}　ア　愛知県名古屋市に対して総務大臣が通知した額のうち、補助事業分に係るもの　0.03367 イ　ア以外の総務大臣が通知した額に係るもの　0.01347
U_{22}　ア　北海道札幌市及び愛知県豊田市に対して総務大臣が通知した額に係るもの並びに愛知県豊橋市及び静岡県静岡市に対して総務大臣が通知した額のうち①に係るもの　0.01428 イ　東京都稲城市に対して総務大臣が通知した額に係るもの及び愛知県豊橋市に対して総務大臣が通知した額のうち②に係るもの　0.01607 ウ　三重県鈴鹿市に対して総務大臣が通知した額に係るもの並びに愛知県豊橋市及び静岡県静岡市に対して総務大臣が通知した額のうち③に係るもの　0.03571 エ　京都府京都市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.07142	AE_{22}　ア　北海道札幌市及び愛知県豊田市に対して総務大臣が通知した額に係るもの並びに愛知県豊橋市及び静岡県静岡市に対して総務大臣が通知した額のうち①に係るもの　0.01428 イ　東京都稲城市に対して総務大臣が通知した額に係るもの及び愛知県豊橋市に対して総務大臣が通知した額のうち②に係るもの　0.01607 ウ　三重県鈴鹿市に対して総務大臣が通知した額に係るもの並びに愛知県豊橋市及び静岡県静岡市に対して総務大臣が通知した額のうち③に係るもの　0.03571 エ　京都府京都市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.07142
U_{23}　ア　山形県東根市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.01410	AE_{23}　ア　山形県東根市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.014